令和８年（2026 年）個別的労使紛争のあっせん事件一覧表（９月末現在終結分）

１　前年からの繰越事件

番号	あっせん事項	申請者	経　路	雇用形態	業　　種	従業員数	申請年月日 開始年月日	終　結 年 月 日	所要日数	終 結 区 分
1	・　雇止めによって被った損害に対する補償金の支払。	労	労働組合	正社員	持ち帰り・配達飲食サービス業	約 800	R7.11.19 R7.12.10	R8.1.8	51	解決
2	・　未払い賃金の支払	労	その他	パート	道路貨物運送業	不明	R7.12.8 －	R8.3.2	85	取下げ
3	・　パワハラを認め再発防止措置を講じること。 ・　一方的に有給休暇として処理された分の有給休暇を新たに付与すること。 ・　個人情報漏洩の調査・再発防止措置を講じること。	労	弁護士	正社員	道路貨物運送業	15	R7.12.23 R8.1.27	R8.3.9	77	解決
4	・　待機時間相当分及び時間外労働相当分の未払い賃金の支払。	労	道労委 HP	パート	その他の教育、学習支援業	118	R7.11.27 R8.3.3	R8.3.24	118	打切り

２　新規事件

番号	あっせん事項	申請者	経　路	雇用形態	業　　種	従業員数	申請年月日 開始年月日	終　結 年 月 日	所要日数	終 結 区 分
1	・　当初の労働契約に沿った業務内容及び雇用期間とすること	労	国の関係機関	パート	その他の事業サービス業	430	R8.1.14 R8.1.30	R8.2.20	38	解決
2	・　是正された正しい給与明細及び源泉徴収票の交付。 ・　一連のパワーハラスメントに対する慰謝料の支払。 ・　一連のパワハラにより退職を余儀なくされたことに関して、退職理由を会社都合とするとともに、再就職までの生活補償及び社宅撤去に伴う移転関連費として引越実費、新居契約初期費用並びに新居家賃との差額等の支払。	労	労働組合	正社員	社会保険・社会福祉・介護事業	110	R8.2.3 R8.2.19	R8.3.18	44	打切り

3	・　職場における安全配慮を求めたことを理由として契約更新を拒否されたことについて、解決金を支払うこと	労	国の関係機関	パート	その他の事業サービス業	233	R8.3.10 R8.3.24	R8.4.8	30	打切り
4	・　令和８年１月のうち出勤分の給与の支払 ・　適応障害等により働けなかった２ヵ月分の給与の支払、パワーハラスメント等により受けた精神的苦痛に対する慰謝料の支払	労	その他	正社員	宿泊業	84	R8.2.25 R8.3.31	R8.5.19	84	打切り
5	・　給与減額合意の取消し及び遡及的な賃金差額の支払、法人代表者からのパワハラ発言に対して法人が謝罪をすること	労	その他	有期契約社員	社会保険・社会福祉・介護事業	76	R8.3.9 R8.4.8	R8.5.20	73	解決
6	・　解雇を撤回の上、契約を更新すること。 ・　出勤停止を解除し、職場に復帰させること。 ・　契約更新しない理由として、職務能力・就労成績を示しているが、具体的内容を示すこと。 ・　雇用継続した場合に不利な扱いとならないよう、１月中の欠勤理由を示すこと。	労	その他	有期契約社員	持ち帰り・配達飲食サービス業	44,059	R8.3.2 R8.4.16	R8.6.2	93	解決
7	・　就業規則に基づき、復職に「必要な期間」の休職の実施。 ・　パワーハラスメントがあったことに対し、職場環境改善の実施。 ・　復職の際、障害者への合理的配慮として、人員配置に配慮した配置転換の実施。 ・　労災認定の手続きの速やかな実施をすること。 ・　解雇の撤回、仮に解雇を撤回しない場	労	その他	契約社員	その他の事業サービス業	250	R8.4.23 R8.5.22	R8.6.8	47	打切り

	合は、当面の生活保障として金銭の支払をすること。									
8	・　面談時においての人格否定的発言などが不適切であったことを認め、書面等による謝罪をすること。 ・　十分な事実確認を欠いたまま行われた発言並びに弁明機会が実質的に確保されなかった対応が不適切であったことを認め、改めて事実認定及び判断過程を説明すること。 ・　精神的苦痛および就業上の不利益に対する解決金を支払うこと。	労	その他	有期契約社員	学校教育	303	R8.5.7 R8.6.4	R8.6.19	44	打切り
9	・　一方的に解雇を通知し一方的に撤回するなどといった申請者を混乱させる会社の対応により精神的苦痛を受けたことに対する慰謝料の支払。 ・　退職理由を会社都合退職とする。	労	その他	アルバイト	飲食業	100	R8.5.19 R8.6.16	R8.6.30	43	解決
10	・　個人情報の漏洩の事実があったことを認めること。 ・　不当解雇に対し会社の責任を認めること、事実関係の説明及び解決に向けた提案をすること。	労	直接	正社員	情報サービス業	39	R8.4.8 R8.5.1	R8.7.6	90	打切り
11	・　離職理由を会社都合とすること。 ・　解雇に伴い残存している有給休暇の取得を認めること。 ・　解雇予告手当１か月分を支払うこと。 ・　解雇の日の翌日から再就職までの間の生活補償金を支払うこと。	労	直接	正社員	織物・衣服・身の回り品小売業	不明	R8.5.8 R8.6.10	R8.7.14	68	解決

12	・　業務上発生した令和８年３月分の未精算経費の支払。 ・　就労機会の喪失に関する紛争の解決金として、賃金６ヵ月相当分の支払。 ・　未払い賃金について、給与の振込口座への振込み。 ・　訂正した解雇理由証明書の交付。	労	直接	正社員	不動産取引業	9	R8.5.14 R8.7.3	R8.8.20	99	打切り
13	・　パワーハラスメント行為があったことについての会社からの謝罪及びパワーハラスメントによる精神的苦痛に対する慰謝料の支払。 ・　離職理由を自己都合から会社都合に変更した離職票の交付。	労	その他	正社員	娯楽業	6	R8.7.13 R8.7.30	R8.8.24	43	打切り
14	・　職場環境の改善を求めても対応されず、それが起因して就労できなくなったことについて、解決金の支払。	労	その他	有期契約社員	その他の事業サービス業	不明	R8.6.9 R8.7.3	R8.8.28	81	解決
15	・　最終退勤社員が日々行っている全館セキュリティ業務に対しての賃金支払を求める。	労	その他	正社員	運輸業、郵便業	168,992人	R8.7.8 R8.8,20	R8.8.31	55	打切り
16	・　退職強要に対する補償として解決金の支払を求める。	労	その他	契約社員	その他の事業サービス業	不明	R8.7.16 R8.8.20	R8.9.29	76	解決